

令和9年度 意向調査要領(①病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

令和8年9月
広島県医療政策課

令和9年度に「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」の活用を希望される医療機関の皆様は、本要領に基づき、「意向調査票」によりご提出ください。

本調査は、令和9年度の予算編成のため、予算規模等を把握することを目的としています。

そのため、国・県の予算等の状況により、本事業が実施されない場合や事業内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業の概要(現行) (※詳細は本県ホームページ参照)

広島県地域医療構想の実現に向けて、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携への自主的な取組を支援する。

■ 補助率:事業者 1/2、県 1/2

2. 対象事業 (※詳細は本県ホームページ参照)

(1) 医療機関の事業縮小に係る事業

(2) 複数医療機関間の連携による病床再編事業

※いずれも 10 床以上の削減、または削減を伴う再編計画に必要となる費用を補助。

※現行の「回復期病床への転換事業」については、令和8年度の病床機能報告における病床区分の「回復期」から「包括期」への変更に伴い、事業廃止の方向で検討しているため、令和9年度の意向調査の対象外とします。

3. 提出物等

(1) 提出物

【医療機関名】意向調査票(病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

(2) 提出期限

令和8年10月16日(金)

(3) 提出方法

広島県電子申請システム

(https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31887)

※上記の URL から電子申請画面を開き、「【医療機関名】意向調査票」を添付してご提出ください。

※意向調査票の内容を確認後、県から「受理メール」を送信します。

※意向調査票は、本県ホームページまたは電子申請画面からダウンロードできます。

※電子申請システムでの提出が難しい場合は、ご連絡ください。

【関係資料掲載先】本県ホームページ

URL:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/shinkikin-hojo-07.html>



トップページ>組織でさがす>健康福祉局>医療政策課>令和9年度「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」の活用意向調査

令和9年度 意向調査要領(①病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

4. 留意事項

(1) 意向調査票の提出等

- 令和9年度に活用希望がない場合は、意向調査票の提出は不要です。
- 令和9年度に活用希望がある場合は、必ず今回の意向調査票により提出してください。
- 昨年度の意向調査で令和9年度の活用意向の希望を提出した場合でも、改めて提出をお願いします。
- 事業が2か年に亘る等、令和10年度の活用も検討されている場合は、意向調査票の令和10年度の欄に「○」をつけてください。
- 意向調査票を提出後、当課から2～3営業日以内に「受理メール」を送信します。受理メールが届かない場合は、お手数ですが医療政策課までご連絡ください。
- 今回の意向調査で活用希望を示された場合、後日個別でヒアリングを実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

(2) 事業実施及び補助金交付

- 国・県の予算等の状況により、本事業が実施されない場合や事業内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- 意向調査票の提出は、補助金の交付をお約束するものではありません。
- 当該事業の補助金交付にあたっては、二次保健医療圏ごとに設置している「地域医療構想調整会議」での協議が要件とされています。このため、医療機関は補助金の申請に加えて地域医療構想調整会議の説明資料の作成や会議への出席及び説明が必要となりますので、お知りおきください。(地域医療構想調整会議については、別途調整を行います)
- 地域医療構想調整会議での議論の結果、地域医療構想の実現に向けた必要な取組と判断されなかった場合や、圏域の病床状況によっては、事業の対象外となる場合がありますので、あらかじめご理解ください。
- 当該事業の補助金交付にあたっては、実施年度までの直近5年間にわたり継続して、医療法第30条の13に基づく知事への報告(病床機能報告)を行っている必要があります。
- 事業の内示(通知)までに事業着手された場合は、補助金の対象外となります。
→内示は、国や県が予算に基づき補助事業者に対し補助金を交付することが可能な範囲(上限)をあらかじめ通知することです。
- 国や本県の地域医療介護総合確保基金の予算の範囲内で補助を行うため、ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご理解ください。

【お問い合わせ先】

広島県健康福祉局医療政策課 医療推進グループ(担当:台野(だいの))
住所:〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
TEL:082-513-3064(ダイヤルイン) FAX:082-502-8744
E-mail:fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp